

今治タオルブランドマニュアルの一部改定（施行日：2021年9月13日）

第Ⅲ章「今治タオルブランド商品認定マーク」の表示

4「認定マーク」取付け方法に関するルール

2)「販促用」としての指定外副資材の取付け方法

現行	改定
<p>指定副資材を取り付けた商品については、本組合が販売する共通副資材及び組合員企業が主に販促用として制作した「認定マーク」を表示した袋・帯・化粧箱・紙ペラなどの「指定外副資材」を使用することが出来る。</p> <p>(1) 指定外副資材には、「指定外副資材許可番号（PK 番号）」を付けなければならない。</p> <p>(2) PK 番号は、「企業番号（4桁）+連番（3桁）」とし、頭に「PK」記号を付ける。（例：「PK1234-001」）</p> <p>(3) PK 番号は、認定マークの意匠性を損なうことのないような位置に配置しなければならない。</p> <p>*立体的形状のものは、<u>認定マークと別の面（側面）に付ける。</u></p>	<p>指定副資材を取り付けた商品については、本組合が販売する共通副資材及び組合員企業が主に販促用として制作した「認定マーク」を表示した袋・帯・化粧箱・紙ペラなどの「指定外副資材」を使用することが出来る。</p> <p>(1) 指定外副資材には、「指定外副資材許可番号（PK 番号）」を付けなければならない。</p> <p>(2) PK 番号は、「企業番号（4桁）+連番（3桁）」とし、頭に「PK」記号を付ける。（例：「PK1234-001」）</p> <p>(3) PK 番号は、認定マークの意匠性を損なうことのないような位置に配置しなければならない。</p> <p>*立体的形状のものは、<u>原則として認定マークと別の面（側面）に付ける。但し、制作費用などの理由があり、認定マークの意匠性を損なうことがないと判断した場合は、同じ面に付けることが出来る。</u></p>